議案第113号

鹿児島県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例制定の件

鹿児島県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和８年11月提出

鹿児島県知事　　塩田康一

鹿児島県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県事務処理の特例に関する条例（平成12年鹿児島県条例第７号）の一部を次のように改正する。

別表土木部の表１の２の項中「南九州市」の次に「、さつま町」を加える。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（提案理由）

知事の権限に属する事務の一部を新たに市町村が処理することとするため、所要の改正をしようとするものである。